

<第213号>

事務局だより

令和3年2月10日 発行

現在の会員数

合計 196名

(男性 135名)

(女性 61名)

2月



令和3年1月20日（水）に行われた大型除雪機操作講習会も天候に恵まれ、お陰様で無事終了いたしました。参加された会員の皆様、大変お疲れ様でした。

また、前日には、講習会場の除雪や当日の機械運搬他準備を歩道除雪班の皆様にご協力いただき、本当にありがとうございました。

□ 「第12回 互助会トランプ大会」中止のお知らせ

互助会では、新型コロナウィルス感染拡大防止を願って事業を自粛してきましたが、いまだに拡大傾向に歯止めがかかりません。

残念至極ではありますが、今年度中のトランプ大会は中止といたします。

なお、夏までにコロナが収束した時には、グランドゴルフ及びトランプ大会を行いたいと思いますので期待して下さい。

皆さん！今後とも健康には充分留意され共に頑張りましょう。

□ 確定申告の時期です！～配分金の所得税法上の取扱いについて～

令和2年度分の確定申告が2月16日より始まります。

会員が受取る配分金は、所得税の対象となり確定申告をする必要があります。

配分金収入については、所得税法上「雑所得」に区分され、「家内労働者等の必要経費の特例」の適用により、配分金収入から必要経費として「55万円」を上限として控除することができます。

なお、所得税の確定申告内容によって異なりますが、センターが発行した「配分金支払証明書」が必要になる場合があります。

確定申告の際は、申告書類と合わせてご提出してください。

【算式（例）① 会員の収入が配分金のみの場合】

$$(配分金 - 必要経費控除[55万円] + 基礎控除 [48万円] - その他の所得控除) \times 所得税率 = 所得税額$$

【算式（例）② 会員の収入が配分金と公的年金の場合】

$$((配分金 - 必要経費控除[55万円] + 公的年金等 - 公的年金控除額) - 基礎控除 [48万円] - その他の所得控除) \times 所得税率 = 所得税額$$

◎ 給与収入（シルバーパートによる収入「賃金」）がある場合は、控除限度額「55万円」の給与所得控除が受けられますが、配分金にかかる控除額は、55万円から給与所得を差し引いた残高が控除限度額となります。

なお、配分金・給与・公的年金収入以外の収入がある場合の控除等については、算出方法が異なりますので、最寄りの税務署等へお問い合わせ下さい。



□ 新年度（令和3年）の会費について

会員の皆様、年度の更新時期となりました。令和3年度分の会費納入及び徵収の詳細については、3月の事務局だよりでご案内いたします。

また、会員拡大に伴い、皆さんのお友達や知人など居ましたら、ご紹介下さい。

《年会費》 年度期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

▽ 一般会員 3,500円
(就業を希望する会員)

▽ ゴールド会員 2,000円
(就業しないが、行事・ボランティア活動等を希望する会員)

□ 令和2年度（4月～12月）の受注状況

センターへ「どんな仕事の依頼が多いのか、就業件数はどのくらいあるのか。」と気になっている皆さんのために、受注ランキングをお知らせします。

☆ 就業件数のランキング ベスト10 ☆

1位 草刈り作業	(288 件)	6位 庭木剪定作業	(90 件)
2位 薬剤散布作業	(241 件)	7位 軽度生活援助	(74 件)
3位 屋内清掃作業	(190 件)	8位 家事援助サービス	(63 件)
4位 除草作業	(148 件)	9位 雪囲い作業	(60 件)
5位 除排雪作業	(95 件)	10位 りんご農作業	(58 件)

※ 雪下ろし・排雪・高齢者世帯除雪サービス等含む

【依頼は多いが人手が不足している職種】

① りんご農作業（春～秋まで就業可能） ② 庭木剪定作業 ③ 水田農作業（短期間の一斉集中）

————☆☆ 事務局の伝言板 ☆☆————

会員の皆様への就業提供については、希望職種の優先順位を基に、第1希望で選択している職種を優先し、公平に仕事の配分を行っています。

しかし、希望する職種によっては、依頼が少ない仕事もあり、皆さんの中には「仕事がない、もう少し就業したい」と思っている方もいると思います。

そんな就業意欲のある会員の方は、人手が不足している職種や依頼の多い職種などへの転換も一つの選択です。

皆さん！就業等のお悩みなど何かありましたら、お気軽に事務局へご相談ください。

発行 公益社団法人 黒石市シルバーハウス

〒036-0306 青森県黒石市大字内町61番地1

TEL 0172-52-5131

緊急連絡先 080-6011-5131